

| |
|------|
| 登載依頼 |
|------|

熊本県警察本部公告第966号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年4月16日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

OA研修業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成16年6月1日から平成17年3月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、OA研修業務に要する費用とする。

入札金額は、研修の種類に関係なく、講師1人1時間当たりの単価とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税を含めない金額）を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務の取扱業種情報関連機器類の操作研修に登録された者であること。

(2) (1)に掲げる入札参加資格を有する者で、3に掲げる研修能力証明書を提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する研修能力証明通知書を提出した者であること。

(3) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。

(4) 業者又は業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が実質的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているときは、参加資格を認めない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

(7) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 研修能力証明書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により研修能力証明書を提出し、審査を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成16年4月19日（月曜）から平成16年4月28日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

ア 4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 研修能力証明書は、下記の書類を添付して提出すること。

- | | |
|---|-----|
| (ア) 講師のレベルを明記した書類 (講師の人数、資格、インストラクターとしての実績等) | 1部 |
| (イ) 研修料金表（参考価格） | 2部 |
| (ウ) 実績（過去2年以内の本件と同程度の実績） | 2部 |
| (エ) テキスト | 各1部 |

(4) 研修能力証明結果の通知

研修能力証明の結果は、研修能力証明通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課情報企画係（警察棟9階）

郵便番号 862 - 8610 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096 - 381 - 0110 内線2423

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
公報掲載の日から平成16年4月28日(水曜)までの日(県の休日を除く。)の午前9時30分から午後6時までとする。
- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成16年5月10日(月曜)午後1時30分から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 OA 研修室(警察棟4階)
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年5月7日(金曜)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に、567を乗じ、さらに1.05を乗じた金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- ※ 上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金

- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に567を乗じさらに1.05を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県警察の会計の監査に関する規則を次のように定める。

平成16年4月16日

熊本県公安委員会委員長 小 栗 宏 夫

熊本県警察の会計の監査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本県警察（以下「警察」という。）の会計経理の適正を期するため、警察が実施する会計の監査（以下「会計監査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計監査実施計画)

第2条 熊本県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、毎年度、会計監査を実施するための計画（以下「会計監査実施計画」という。）を作成しなければならない。

2 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期

(実施)

第3条 会計監査は、会計監査実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

(留意事項)

第4条 会計監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うこと。
- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(会計監査の結果に基づく措置)

第5条 警察本部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を会計監査の対象所属の長に指示するものとする。

2 警察本部長は、前項の指示に基づいて講じられた措置の実施の状況について、会計監査の対象所属の長に報告を求めるものとする。

(公安委員会への報告)

第6条 警察本部長は、熊本県公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、会計監査の実施の状況を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、警察本部長は、特に必要があるときは、速やかに、その行った会計監査に係る実施の状況を熊本県公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。